

## 使用料の見直し

公の施設の名称	大洲総合運動公園
---------	----------

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後	改定額	
公園施設の設置に係る使用料		m <sup>2</sup> /年	1,000	1,000	0	
公園施設の管理に係る使用料		m <sup>2</sup> /年	3,150	3,150	0	
公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱	本/年	1,350	1,350	0	
	電話柱（電柱であるものを除く。）	電気通信事業法施行令別表第1に定める額			-	
	その他の柱類	本/年	500	500	0	
	電線その他これに類するもの	m/年	100	100	0	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	m <sup>2</sup> /年	1,000	1,000	0	
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの					
		外径が0.4m未満のもの	m/年	200	200	0
		外径が0.4m以上1m未満のもの	m/年	500	500	0
		外径が1m以上のもの	m/年	1,000	1,000	0
		郵便差出箱	m <sup>2</sup> /年	1,000	1,000	0
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	m <sup>2</sup> /日	10	10	0
		その他のもの				
		地下に設けられるもの	m <sup>2</sup> /年	500	500	0
	地上に設けられるもの	m <sup>2</sup> /月	100	100	0	

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
大分県都市公園 条例（昭和53年 大分県条例第20 号）第2条第1項 の行為に係る使 用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為	件/日	190	<u>210</u>	20
	業として行う撮影				
	写真	日	190	<u>210</u>	20
	映画	日	8,300	<u>9,150</u>	850
	広告物の表示				
	スコアボード設備によるもの	件/日	54,700	<u>60,200</u>	5,500
その他のもの	m <sup>2</sup> /日	2,400	<u>2,650</u>	250	
有料公園施設の 利用に係る使用 料	軟式野球場				
	グラウンド	時間	630	<u>740</u>	110
	照明設備	時間	2,750	<u>3,550</u>	800

## 【備考】

改正前	改正後
1 1年の単位で示したものについて、占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、1月の単位で示したものについて、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。	1 (同左)
2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。	2 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
有料公園施設の 利用に係る使用 料	硬式野球場				
	グラウンド				
	アマチュアスポーツに使用する場合	時間	2,250	<u>2,650</u>	400
	その他に使用する場合	時間	11,200	<u>13,200</u>	2,000

## 【備考】

改正前	改正後
1 土曜日、日曜日又は祝日に使用する場合は、それぞれ上記使用料の額の3割増しとする。	1 (同左)
2 入場料（前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領収する金額）又は会費を徴収して使用する場合は、1人当たりの税込入場料又は会費の額（2種類以上ある場合は、その最高額）を、アマチュアスポーツに使用する場合にあつては100倍した額を、その他に使用する場合にあつては200倍した額を加算する。	2 (同左)
3 中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、軟式野球連盟及び公益財団法人日本野球連盟が主催して使用する行事の場合の上記使用料の額、第一項の割増額及び前項の加算額は、上記使用料の額、第一項の割増額及び前項の加算額に、それぞれ1/2を乗じた額とする。	3 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後	改定額	
有料公園施設の 利用に係る使用 料	硬式野球場					
	照明設備					
	アマチュアスポーツに使用する場合					
	バッテリー間照度	2,800ルクス/時間		37,900	37,900	0
		2,000ルクス/時間		25,400	25,400	0
		1,400ルクス/時間		18,900	18,900	0
		1,000ルクス/時間		13,100	13,100	0
		700ルクス/時間		9,150	9,150	0
		500ルクス/時間		6,600	6,600	0
	300ルクス/時間		4,050	4,050	0	
グラウンド内均一照度	時間		5,300	5,300	0	
その他に使用する場合	時間		135,000	135,000	0	

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後	改定額	
有料公園施設の 利用に係る使用 料	硬式野球場					
	附属設備					
	放送設備	時間		890	890	0
	スコアボード設備					
	得点・判定表示	時間		730	880	150

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
有料公園施設の 利用に係る使用料	硬式野球場				
	附属設備				
	スコアボード設備				
	全部表示				
	試合用の定型画面のみを表示する場合	時間	1,250	<u>1,450</u>	200
	試合用の定型画面及びその他の映像等を表示する場合	時間	1,350	<u>1,550</u>	200
	シャワー設備	人/回	100	100	0
	冷房設備	時間	760	<u>920</u>	160

## 【備考】

改正前	改正後
1 「試合用の定型画面」とは、チーム名、選手名、得点、判定等を表示するものをいう。	1 (同左)
2 中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、軟式野球連盟及び公益財団法人日本野球連盟が主催して使用する行事の場合の上記使用料の額は、上記使用料の額に1/2を乗じた額とする。	2 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後	改定額	
有料公園施設の 利用に係る使用 料	庭球場					
	一面					
		高校生・中学生・小学生	時間	280	280	0
		一般	時間	330	330	0
	照明設備	時間/面	310	400	90	

【備考】

改正前	改正後（案）
1 「高校生・中学生・小学生」とは、高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。	1 （同左）

(単位：円)

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
有料公園施設の 利用に係る使用 料	弓道場				
	専用使用する場合	時間	1,200	1,200	0
	個人使用する場合				
		中学生・小学生	人/回	100	100
	高校生	人/月	390	390	0
		人/回	200	200	0
	一般	人/月	780	780	0
		人/回	390	390	0
		人/月	1,600	1,600	0

【備考】

改正前	改正後
1 「中学生・小学生」とは中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいい、「高校生」とは高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。	1 (同左)

(単位：円)

使用料の名称・区分	単位	料金			
		改定前	改定後	改定額	
有料公園施設の利用に係る使用料	多目的広場				
	グラウンド	半面1時間	260	<u>300</u>	40
		全面1時間	520	<u>600</u>	80
	照明設備				
	バッテリー間照度500ルクス	半面1時間	1,500	<u>1,900</u>	400
		全面1時間	3,000	<u>3,800</u>	800
グラウンド内均一照度	時間	2,750	<u>3,500</u>	750	